

愛育研究所：山本恒雄

当日申し訳ありませんが、審議会開始に間に合わない事情あり、ご迷惑をおかけします。  
審議の進行に着きご迷惑をおかけすることがあるといけないと考え、12-1の議題についての意見を紙面にて事前に提出させていただきます。

## 第1

### 1 懲戒権に関する規定等の見直し 甲案 乙案 丙案 について

#### 乙案につき

監護及び教育のために必要な指示及び指導をすることができる。ただし体罰を加えてはならない



必要な指示及び助言を行うに際し、体罰を加えてはならない。

としてはどうか

理由：甲案の「指導」という言葉はしばしば愛の鞭としての有形力の行使を含めて使われてきたので  
指示及び助言 としてはどうか

丙案では、「監護及び教育を行うに際し」と記載されるのみで何をすることが明示されておらず、  
「必要な指示及び助言」という内容を示す言葉があった方がよいのではないかと  
「体罰を加えてはならない」という言葉は今回の懲戒権の見直しが児童虐待問題における体罰の禁止という動きから始まった経過を踏まえて、明記することが妥当である。

### 2 懲戒権に関する規定の見直しに伴う検討事項 について

#### ① の 「権利を有し、義務を負う」を「義務を負い、権利を有する」とすることについて

「義務を負い、これを行う権利を有する」としてはどうか

理由：子の監護及び教育についての親子関係において親は、子を監護し、適切な教育を子に受けさせる義務責任がある。子どもの権利条約においても、児童福祉法第2条においても保護者は子の養育の第一義的責任者とされているところであり、親権 ≡ 子の養育責任者という観点から、「権利」より義務「責任」が優先的に挙げられる意義は重要であると考えられる。

以上です。

よろしく願い申し上げます。